

普遍主義的シティズンシップ論 批判の展開

——ジェンダー論の視点から——

有賀 美和子

はじめに

1990年代を境として、フェミニズムやジェンダーの視点によるシティズンシップ研究が盛んとなった。その潮流の中心をなすのは、従来の主流的なシティズンシップ論を批判的に検討する試みである。それらは、共和主義、ポストモダニズム、ラディカル・デモクラシー等によるリベラリズム批判、ないしリベラリズムを基底とする従来のシティズンシップ論批判の潮流とも重なりあっており、20世紀末から21世紀初頭の理論動向を特徴的に示すものといえよう¹⁾。

ところで、シティズンシップとは、すでに古代ギリシアのポリスにおける政治活動に積極的に参加する平等で自由な「市民 (civitas)」のなかにその原形を見ることができるが、一般的には近代国民国家の発展のなかでその領土内における個人の地位を表す言葉として用いられてきた(衛藤 2003, 2-3)。すなわち17世紀に入り、ホップズらを嚆矢とする近代国家論の誕生によって、権利概念を中心とするシティズンシップ論が登場する。それは、国家成立以前の自然状態において人は平等かつ自由である、という人間の本源的かつ普遍的な自然権に基づくものであった。近代のシティズンシップ論は、人は自然状態における平等と自由をよりよく実現するためにこそ国家設立の契約を結び、その結果として自然法と実定法を遵守する義務を負うとする社会契約説にその出自を求めることができよう。そして、近代のシティズンシップ論では、「十全な市民権を享受し、政治的参加の権利あるいは義務を持つ者」であるシティズンをめぐって、国家が尊重すべき「十全な市民権」とはどのよ

うな権利であるべきかを論ずることに重きがおかれてきた（岡野 2003, 34–36）。

言い換えれば、シティズンシップとは自由や権利をめぐる国家と個人との政治的関係であり、ホップズ以降の近代西洋政治思想は、広い意味でこのシティズンシップをめぐる考察であったとみることもできる²⁾。しかしながら、この言葉はトマス・H・マーシャルによって社会科学におけるひと纏まりの概念に高められ、独自の分野を拓くこととなった。彼はシティズンシップを、「ある共同体の完全な成員に与えられた地位身分」であり、それをもつ「すべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務の尊重において平等である」と定義づけている（Marshall 1950, 28–29）。シティズンシップはなお多義的な概念であるが、このマーシャルによる定義以来「コミュニティの完全なメンバーに与えられた地位」「政治的公共体に参加する市民の資格・能力」と解され、市民権の平等が一般化した（辻村 2004, 85）。

岡野八代によれば、マーシャルのシティズンシップ論の特徴は、資本制が生み出す階級間の不平等という現実を受け入れつつも、現実社会の不平等を克服するためのさまざまな運動を通じて十全たる市民にふさわしい権利内容が拡大することによって、階級間の平等が達成されると考える点にある（岡野 2003, 37）。すなわち彼の議論は、一方では「共産主義陣営」に対峙し、他方では第二次世界大戦下のナチス・ドイツにおける全体主義的な「戦争国家」に対抗するために生まれた「福祉国家」という概念を、戦後の福祉国家の興隆を背景として、その内実を三つの権利概念から理念化しようとしたものである。マーシャルは、シティズンシップを市民的権利 (civil rights)・政治的権利 (political rights)・社会的権利 (social rights) の三つに大別し、近代社会ではこれら三つが 18 世紀における司法制度の確立、19 世紀における議会、そして 20 世紀における公教育と社会サービスの整備という歴史的コンテクストのなかで順次発展し、階級的不平等が解消されてきたと説いている（Marshall 1950, 10–27）。

マーシャルは、ジェームス・ミルやジョン・S・ミルに連なる英國リベラ

リズムの伝統の上に立ちつつ、貧富の差が招く社会的不平等を福祉給付（社会権）によって緩和し、自由のうえに平等を補強しようとした³⁾。いわば正義と公平の道徳律によって支配される公的領域においては、何びとも平等であるべきであり、そのために最小限度の国家の介入にも甘んじなければならぬ、というこの考え方は、ライアン・ヴォーによれば、ロールズ、アッカーマン、ウォルツァー、キムリッカらに継承されており、ヴォーはこの流派を古典的リベラリズムと区別するため「社会的リベラリズム (social liberalism)」とよんでいる (Voet 1998, 9–11)。今日の先進諸国におけるシティズンシップは、概ね同派の理念に基づいて構成されているところから、これまでフェミニストによる批判の鋒先はおもにこの「社会的リベラリズム」に向けられており、そのシティズンシップ論におけるジェンダー視点の欠落や、さらには従来的なシティズンシップ論とフェミニズムとを結合する必要性が説かれてきた。すなわち後に見るよう、これまでのリベラルなシティズンシップ論の特徴は、公私二分論による公的領域重視（正義の適用が公的領域に限定される）、平等を形式的に捉える普遍主義、さらには問題を能力に還元して“差異”の根源を見ない能力主義などにあり、こうした理論のもとで、女性の二流市民化や公民のなかの序列化がおこなわれてきたと、フェミニストたちは指摘する (ibid., 5–16; 辻村 2002, 190)。

現状を見渡せば、「法の下の男女平等」にもかかわらず、女性の社会的・経済的・政治的地位は男性のそれに大きく遅れをとっている。女性は依然として「二流市民」であり、法によって保障されているはずの「平等」を“実質”として享受していない。従来のリベラルなシティズンシップは「ジェンダーに中立的 (gender-neutral)」に見えながら、実は女性を排除した「ジェンダー不在 (gender-absent)」の概念ではなかったのか、というフェミニストの見解は、まさにこうした理念と現実との乖離から生じている。フェミニストたちは、この隔たりが実は、従来のリベラルなシティズンシップにおける形式性 (formality) や均質な平等性などに起因していることを指摘したのであった。

後述するように、フェミニストの議論は、女性は公的領域（政治的共同体）

の正式メンバーの地位から実質的に排除されているというシティズンシップの現実と、それを擁護してきたリベラリズムを中心とする既存理論の批判的検討をとおして、今日では、女性の抑圧からの解放と自己実現を保障する新たなシティズンシップを獲得する手段としての「参加民主主義 (participatory democracy)⁴⁾ の可能性を探る方向へと発展しつつある（衛藤 2003, 4）。例えばスクワイアズは、フェミニストのシティズンシップ論をめぐる中心的な論者たちの見解は、真の平等のための民主的なシティズンシップを実現する有効な処方箋として「参加民主主義」を擁護する点では一致しつつあると述べている (Squires 1999, 188)。

1. リベラル・シティズンシップの「普遍性」とその限界

先のヴォーによれば、従来的なシティズンシップ論の四つの主流な潮流は、市民権を法的地位・資格として捉える「リバタリアン」(ハイエク、ノーリックら)、政治参加を重視する「シヴィック・リパブリカン」(アレント、バーべーら)、社会参加や公共善を重視する「コミュニタリアン」(サンデル、マッキンタイア、ティラーら)、普遍主義やリベラリズムを基調として市民権を法的権利の問題として捉える「社会的リベラル」(マーシャル、ロールズら)の立場である。前述のように、このうち従来の主流は「社会的リベラル」の潮流であり、ここから、多元主義や差異の承認などの点で立場を異にするアッカーマン、ウォルツァー、キムリッカなどの見解が派生した、という (Voet 1998, 9–11)。

ここにおいて、社会的リベラルたちは、人びと間の生物学的・社会的・経済的・文化的立場などの差異にかかわらず、その政治共同体に生まれながらに、あるいは移民や婚姻等によって永住することになったあらゆる人を法の下に平等かつ自由な市民として定義する。この「あらゆる人」のなかには女性も当然含まれており、したがって社会的リベラルのシティズンシップ論(以下「リベラル・シティズンシップ(論)」という)は、これまで暗黙に「ジェンダーに中立的(gender-neutral)」とみなされてきた。またここで、リベラ

ル・シティズンシップ論は、政治共同体における平等と自由を、人種や性別、あるいは社会階層や文化的違い等を超えたあらゆる人びとに拡張したことによって、「普遍性 (universality)」という特徴を色濃くもつこととなった。つまり、政治共同体（国家）のメンバーになった人びとには、等しく自由が配分される。この個人に平等に配分される自由は、人種や性別、あるいは社会階層や文化的違い等とは無関係に均一かつ均質でなければならない。また、その政治社会の「市民」という地位は、もっぱら法によって規定される権利に基づいて発生する⁵⁾。

このように、リベラル・シティズンシップは「普遍主義 (universalism)」によって特徴づけられ、したがって女性も「市民」としてその政治社会に包摂されている。しかしながら、リベラル・シティズンシップの限界は、まさにこの「普遍性」という構想が内包する自己矛盾にあるといえる。例えばアイリス・ヤングによれば、社会的リベラリズムの普遍主義は、あらゆる個人にシティズンシップを拡張したことに加えて、少なくとも二つの意味をもつこととなった。一つは、「特殊な (particular)」と対置される「一般的な (general)」という意味、つまり個々の市民（ないし社会集団ごと）の異質性ではなく、市民（ないし各社会集団）の共通性を強調することである。もう一つは、各人の属性にかかわりなく、すべての人に全く同じ仕方で法や規則を適用する、つまり法や規則の前では「個人間や集団間の差異に目をつぶる」という意味の「普遍性」である。そしてヤングは、「普遍性」を構成するこの「一般性 (generality)」と「平等な取扱い (equal treatment)」こそが、万全であるはずの平等が生み出す不平等の要因になっていることを説く（Young 1997, 114–115）。

すなわち、フェミニズムによるリベラル・シティズンシップ論批判の核心は、その普遍主義によって政治が人間の生の“多様性”から隔絶されてしまうことで、マジョリティとは異なるゆえに不利益を被りやすい立場にある人びとの声が汲み取られなくなるという点にある。つまり「差異に目をつぶる」ことによって、差異やアイデンティティの問題に対処しようとしたリベラル・シティズンシップ論に対して、フェミニストによるシティズンシップ

論は総じて、差異を生む状況に敏感であることによって、差異やアイデンティティに関わる問題を掬い上げようとする。

リベラル・シティズンシップ論はたしかに、女性のみならず様々なマイノリティにも同じ「シティズン」という資格を普遍主義的に認めたかもしれない。「差異に目をつぶる」べきであるという道徳的要請のもと、すべての個人に等しい法的権利を認めるという原理にしたがって、リベラルな国家は政治的共同体を構築しようとしてきた。だが現実の社会においては、歴史的に主流と認められてきた文化や伝統が存在するゆえに、マイノリティとして生きることを余儀なくされてきた人びとが存在する（岡野 2003, 153）。

問題は、岡野が指摘するように、実際に一つの政治的共同体は、ある特定の文化的共同体を背後に従えることで他の文化的共同体を排除し抑圧してきた、という歴史が存在することである（同上書, 153–154）。リベラリズムに基づく政治的共同体が「差異に目をつぶり」、個人を個人として平等に扱おうとするとき、歴史的にマイノリティの立場におかれてきた人びとにとて、その政治的共同体への帰属は、マジョリティの価値観や流儀への「同化 (assimilation)」の強制を意味してしまう危険性をはらんでいる。

リベラリズムの政治社会は、一般に白人中産階級の男性によって形づくられたといえるが、戦後の先進資本主義世界において、その「市民」の範囲が名目上あらゆる人びとに拡張された。しかし、たとえ政治社会の「メンバーシップ」が普遍主義的に拡張されても、その政治社会を成している制度の仕組みや、それを取りまく規範・慣習・価値観といった「文化」はほとんど変化していない点に留意する必要があろう。それぞれの政治社会は、今日もなおその先住者—例えば米国ではいわゆる WASP; White Anglo-Saxon Protestant の男性、日本では明治近代化において支配階層であった男性—の規範や慣習からなる文化を基盤として運営されているといえる。

したがって、こうした先住者に固有の流儀や文化で形成された政治社会に、後続の女性、エスニック・マイノリティ、同性愛者、あるいは障碍をもつ人びと等が“実質的”に参画し真のメンバーシップを得るために、先住

者の流儀や文化に同化することが要請される。こうして、出発点において有利な条件下にある先住者グループの地位がさらに特権化する一方、いわばハンディを課される後続者グループの人びととの格差がいっそう拡大する。

さらにまた、普遍主義的なシティズンシップが保障する平等は、個々の社会集団間の差異を認めず、「集合」としての市民を前提にあらゆる人を等しく均一に扱うため、その共同体内の社会集団間に存在している身体的・民族的・文化的な差異は捨象される。そして、ここで問題となるのは、社会集団間の差異によってもたらされた、後続者グループが被る不利益や差別・抑圧も同様に捨象される点である。先住者グループ／後続者グループ間の格差が存在するままに、両者が法の下に平等に取り扱われることによって、両者の不平等な関係はますます拡がり、固定化することになる。

ここにおいて、現代のフェミニストによるシティズンシップ論（以下、「フェミニスト・シティズンシップ（論）」という）は、「市民とは誰か」「市民権とは何か」「市民の活動とは何か」といった議論を軸に、より多くの人びとの平等な自由を確立することを目的として議論されている。言い換えれば、歴史的に社会の周縁に留めおかれてきた人びとをも、尊重すべき市民として扱いうる社会制度をめざして、フェミニスト・シティズンシップ論は構築されてきた。そして後述するように、市民たちが共通の社会的課題として「考えなくてもよい」とされてきた私的領域にかかる問題を、あらためて政治的問題として捉え返してみると、また“自然”なるもののように思われてきたことや、従来のシティズンシップ論が市民たちに要求してきた価値や徳それ自体がもつ排他性を「政治的」問題として再考することが、フェミニスト・シティズンシップ論の特徴である⁶⁾。

例えばジョアン・トロントは、社会権力の中心に「すでにいる者」（＝先住者）たちが体現している価値それ自体が再考され、批判的検討に付されない限り、結局はすでに権力を手にしている者の特権的立場を維持することになる、と指摘する（Tronto 1993, 86）。つまりこれまで、社会の周縁に押しとどめられ相対的無権力状態にあった者たち－女性を含む様々なマイノリティー

が、いかに社会の中心へと入っていけるのかが問われてきた。けれども、その視座を転換して、社会の中心にある者たちの「特権」がいかに支えられているのか、という問い合わせと歩を進めなければならない。その試みは、シティズンが「公的」存在とされるゆえに、シティズンたりえない者たちの領域とされてきた「私的領域」をも視野に入れた、新しいシティズンシップの概念を模索することに重なっている。またそれは、従来のシティズンシップ論を支えてきた前提である、「政治／家族」「公的領域／私的領域」という二項対立の図式そのものを脱構築することに他ならない（岡野 2003, 188）。

そして、従来のシティズンシップが前提としてきた上記の二項対立図式を自明視することをやめ、とりわけ「家族の自然性」をつくり出している“政治性”を直視することは、公私二つの領域を分断することによって保たれてきた不正義を克服することへと繋がっている。例えば先のトロントによれば、従来の正義論が前提としてきた諸個人の平等とは、あくまでも「ケア」や諸個人にとって異なるニーズの問題を「社会正義」の問題ではない、とするための「便利なフィクション」であった (Tronto 1993, 145)。しかし、あらゆる人が自律的で自立した存在であるのではなく、あらゆる人は依存する存在として生まれるという意味においても、時に他者の方的なケアに依存し、時に一方的にケアを提供する者であるという意味においても、人間は相互に依存的 (interdependent) な存在である。人は、誰かに依存して生きざるをえない存在であるゆえにこそ、他者からのケアを必要とし、諸個人の異なるニーズをよりよく注視しうる家族（より広くは「親密圏」⁷⁾）という制度を必要としているのだといえよう。

現代フェミニズムによるもっとも重要な指摘の一つは、リベラリズムによって先導されてきた近代の社会秩序が、「ケア」を家族の内部に囲い込んで“私事化”し、具体的な他者のニーズに応じる責任ができるだけ公共化＝社会化しない仕方で編成されてきたということであった。福祉国家における社会保障も、家族内の自助努力が破綻した場合にのみ、ケアが「家族」の外部に越境しないようにするために発動されるものと位置づけられてきた。福祉国家

は、基本的に「非人称」の社会的連帯のシステムとして構築されてきたのであり、社会保険制度がその典型である。こうした社会的連帯においては、人称的な関係性における具体的な他者のニーズに応答する責任は、あくまで家族や親族の圏域に限定される（有賀 2007, 165–166）。

すなわち具体的他者のニーズに応答する責任は、「家族」という領域においてのみ求められ、その外部でこの責任が求められることはない。「ケアの私事化」は、こうして近代の社会秩序のなかに定着してきたのであった。そしてこれまで、「ケアの私事化」が実際には「ケアの女性化」であること、その負担を免れた男性や彼らを雇用する企業がケアにおけるフリーライダーであり続けてきたことがフェミニズムによって問題化され、女性自身がケアの責任を“内発的”に引き受けることを強いる「愛情」や「母性」が男性のケア責任を免除するためのイデオロギー装置として働いていることが認識されてきたのである⁸⁾。

こうした認識をふまえるならば、人間のさまざまな関係性への配慮を伴った、いわば「相互依存的関係」や諸個人の「異なるニーズ」をも視野に入れた、フェミニストによる新たなシティズンシップ論が構想されなければならない。したがって、岡野も指摘するように、そのようなフェミニスト・シティズンシップ構築の可能性は、ヘーゲル的なシティズンシップ論が、愛情の領域としての「家族」、抽象的道徳の領域としての「市場」、両者が止揚された倫理的領域としての「国家」へと発展的に人間関係の領域を捉えることで、結果として女性と子どもを「家族の領域」に閉じこめてしまったのとは異なる構想に開かれていなければならない。またそれゆえに、フェミニスト・シティズンシップ論は、女性のみを主題とするシティズンシップ論ではなく、いかなる者の視点をも排除しない可能性を秘めたシティズンシップ論でなければならない（岡野 2003, 184）。

2. 「相互依存的関係」と「異なるニーズ」を含む考察

アイリス・ヤングは、フェミニストの立場から、リベラリズムがシティズ

ンとしての重要な“徳”に掲げる「自立」そのものに疑問を投じている。ヤングの批判にしたがえば、この「自立」という近代における規範は、経済的自立を基準とした男性中心的なものであり、依存を必要とする人びとの地位を貶めるのみならず、そうした人びとをケアする者さえも劣った地位へと引きおろす効果をもたらすをえない(Young 1997, 123-127)。

人はみな、依存的存在として生まれてくる。にもかかわらず、なぜシティズンシップにとって「自立」や「自律的存在」であることが必要な価値とされるのだろうか。この問い合わせのなかに、従来のリベラル・シティズンシップ論が、ある限定された領域でのみ成立していた議論であったことが浮き彫りとなる。すなわち、従来のシティズンシップ論は、家族という制度ないし領域を議論の対象外とすることで成り立ってきたといってよい(岡野 2003, 184)。

家族は、男女間の自然の情愛を軸に形成され、その目的は、人間にとての基本的な生物学上のニーズを充たすことであるとして、政治思想史のなかで「自然観」されてきた。ここでの「ニーズ」は、諸個人に共通した生物学的必要物であり、その充足のために必要な再生産労働に従事する者たち(=女性)は、家族を離れて互いの「利害関心」を熟慮しつつ共通のルールや共通善を模索する市民たち(=男性)とは異なる存在、つまり非政治的な存在として位置づけられてきた(同上書, 189)。

そしてここにおいて、家族内において評価されるべき価値や規範が、公的領域=政治とは関係がない(irrelevant)とされてしまうことによって、こうした価値や規範を体現する(と考えられてきた)人びとが、公的領域において二流市民へと追いやられてしまうことが問題となる。すなわち、「自立したシティズン」という価値と、「依存する他者に細やかな心配りをはらう者」の必要性とが一対となって構造化され、政治と家族とが序列的に固定化されている限り、後者を担う人びとは二流市民へと囮い込みつけられることになる。しかしここで、シティズンたちの活動する場ではない、と政治的に規定してきた「家族」が、いかにシティズンたちの活動の場である公的領域における種々の特権的立場を支えてきたかを考察することは、従来のシティズ

ンシップ論を脱構築することに繋がっている。

例えばジョン・ロールズの配分的正義論は、シティズンとしての徳を備えた者であれば、どのような特定の財やニーズを政府に要求するだろうか、という問いに発している。その正義論にしたがえば、政府によって配分されるべき「社会的基本財」以外の財は、私的に充たさるべきニーズとして家族の領域へと閉じこめられてしまう。それに対して、先のヤングが提唱する社会正義は、ある特定のニーズのみが政府によって万遍なく充たさるべき市民権のなかに数えあげられ、その他のニーズは私的領域で諸個人自身—実際には家族内の一部の成員(=主に女性)—が充たすべきとする従来的なパターンそのものの正当性を問い合わせ返すことに発している。ヤングはきわめて明瞭に、社会正義を「制度化された支配と抑圧の除去」と定義する (Young 1990, 15)。

彼女は、「差異の政治」という政治的構想によって、公的領域における不偏不党性の理念が、いかに巧妙に差異を抑圧してきたかについて論じている (*ibid.*, 100–101)。そして、不偏不党性というリベラル・シティズンシップの要請が、一女性を含む—マイノリティの位置づけに留められてきた人びとの声に耳をすませることを阻んできたという観点から、ヤングは、リベラリズムによる「公的領域／私的領域」の二項図式の対抗概念として、「異質性をはらんだ公的なるもの」という概念を提示した。そしてこの概念から、次の二つの政治的原理が導かれる。すなわち第一に、いかなる人格でも、行為でも、生活上の側面でも、それらは議論の余地なく「私的なるもの」と強制されなければならない。第二に、いかなる社会制度でも、実践でも、公的議論に相応しい主題ではないとしてアприオリに排除されなければならない。リベラル・シティズンシップは、人びとの特殊な生の側面を、公的関心から除外することに貢献してきた。だがヤングによれば、これまで「私的なる事柄」として公的な議論からアприオリに排除されてきた人間の多様な生の側面に公的な光を当てることが、今後のフェミニストの一そして、様々なマイノリティの声を汲み上げようとする一政治の課題なのである (*ibid.*, 120–121)。

またナンシー・フレイザーは、今日の資本制福祉国家における重要課題である「財の配分」をめぐる議論が、特定のニーズの充足のみに焦点を当て、どのようなニーズがいかなる人びとに必要なのかをめぐる具体的な「ニーズ解釈」に無関心である状況に異議をしめし、「ニーズ解釈の政治」という見地から、「公的領域／私的領域」の二項対立図式を批判的に検討している(Fraser 1989)。

すなわち伝統的に、ニーズ充足の再配分という主題—国家は成員たちのニーズをどの程度充たす必要があるのか—は政治的言説の重要な部分と見なされてきたのに対し、ニーズそれ自体に関する議論—誰が、いかなるニーズを欲しているのか—は、政治的言説にふさわしくない語りとして脱政治化され、「家族の領域」へと周縁化されてきた。だがフレイザーにとって、主流の政治理論によって私的な語りとされてきた「ニーズ解釈」が政治的であるのは、人びとが自らのニーズ解釈を他者との対話のなかで展開することによって—なぜそれが必要かと常に問うことによって—、人びとの多様な生のネットワークにかかわるゆえに、それまで公的な議題にはのぼらなかった生の側面をも政治的なアジェンダとして見出していく可能性を秘めているからである(ibid., 154–166)。

こうしてフレイザーは「公認された政治」に対抗して、ニーズ解釈の場を「言説によって媒介される政治」として提唱する(ibid., 166)。そして、諸個人のニーズという私的な問題とされてきたものを政治的討議の場へのぼらせるこことによって、様々な差異によって刻印された人びとの声を汲み上げ、政治に反映させる方途を探っている。フレイザーにとって、リベラル・シティズンシップが公認する対話は、単一で権威的なニーズ解釈を強要しようとするものに他ならず、また彼女にとって、アприオリに「私的なもの」は存在しない。すなわち「公認された政治」の枠内で、いわば公認されたニーズのみを語ることは、そのニーズが代表していない声を発しようとする人びとの自己決定や自己定義の道を閉ざしてしまうことになる。

先のトロントによれば、権力に近い者たちは、自らのニーズがその社会に

おいて他の者たちのニーズよりも重要であることを理解している一方で、自分たちのニーズ以上に社会的に考慮されなければならないニーズが存在するはずである、という批判的考察を怠っている。例えば、ある人びとのケアを家族の領域の問題へと、また政治的問題ではなく個人の道徳性の問題へと隔離することは、こうした権力者の「特権的な無責任」に対する口実を与えているだけである⁹⁾。

岡野も指摘するように、「公的領域／私的領域」という二項を分け隔てている境界に挑むことは、公認の政治が市民たちを平等で自由な存在として扱っていると宣言する陰で、どのような抑圧が存在しているのかを明るみにしようとすることがある。言い換えれば、公私の境界の存在によって、さまざまな抑圧や不平等が、「公的には／公然とは」存在しないと見なされるゆえに、公認の政治は、市民たちを平等で自由な存在として扱っているように見えたにすぎないのである（岡野 2003, 216）。

3. フェミニスト・シティズンシップ論の構想

では、公私二分論を前提とした従来の普遍主義的なリベラル・シティズンシップに代わる、新たなフェミニスト・シティズンシップは、どのように構築されるべきなのだろうか。

まず先のヴォーによれば、フェミニズムの視点によるシティズンシップの構想には、シティズンシップの「ジェンダー化」をめぐる観点を軸として、概ね三つの流れがある。すなわち、ジェンダーに中立的なシティズンシップ論 (gender-neutral citizenship; ディーツ、ムフら)、ジェンダーによる差異を強調するシティズンシップ論 (gender-differentiated citizenship; ジョーンズ、ヤング、ペイトマンら)、そして折衷的なシティズンシップ論 (gender-neutrality by gendering citizenship; リスター、フィリップスら) である (Voet 1998, 9–11)。

そのなかで、例えばキャロル・ペイトマンは、女性は「母性」ゆえに政治社会から排除されてきた一方、その排除の根拠となった「母性」によって政治的地位を築いてもきた、という共和主義の伝統から、人間の属性とシティ

ズンシップとが分かちがたく結びついていることに鑑みてディーツやムフの中立主義を批判する。そして、ジェンダーをめぐる「平等か差異か」¹⁰⁾という従来の二項対立を止揚して、男女両性が「全面的な市民 (full citizens)」となり、それぞれが女性／男性という価値によって生を全うしうるようなシティズンシップを構築すべきことを説く。そのような観点からペイトマンは、リベラリズムの「男性中心的」シティズンシップと母性主義者の「女性中心的」シティズンシップに対抗する、ジェンダーによって「異なる」シティズンシップ (gender-differentiated citizenship) を提唱している (Pateman 1992, 17-31)。

しかしながら、このように男女それぞれに異なったシティズンシップを想定する場合、女性 (woman) を「女 (female)」という生物学的な属性のみで一つの社会集団として括ることはほとんど不可能といえる。例えば一般に、白人女性と非白人系の女性との間には、文化的な違いのみならず経済的・社会的な格差が存在しており、それぞれの利害や要求は著しく異なっているものと推測される。

いわゆる「多様なフェミニズム」論 (ブラック・フェミニズム、ポストコロニアル・フェミニズム、レズビアン・フェミニズムといった民族や文化に基づく、1980年代半ば頃から顕著になった新たなフェミニズム論) の台頭は、男女間の差異にとどまらず、女性間の「内なる差異」によって、単に「女」という括り方ではもはや問題解決が図れなくなっていることの証左であった。そこでは、女性という生物学的属性に加えて、民族や文化、あるいは社会経済的な属性の違いも考慮に入れた「差異」の認識が要請されている¹¹⁾。その点で、先のヤング (Young 1997) が「ジェンダー」からさらに社会的・経済的・文化的に異なる社会集団へと視野を拡げ、そうした属性を代表するそれぞれの「社会集団ごとに異なるシティズンシップ (differentiated citizenship as group representation)」を提示していることは、注目に値しよう。いずれにせよ、今日のフェミニスト・シティズンシップをめぐる議論は、男性と女性、さらには社会集団間の性別・民族・文化等の差異を考慮に入れた民主的シティズンシップこそ

が望ましいという見解に収斂しつつある（衛藤 2003, 29; Squires 1999, 188）。

では、より具体的に、こうした民主的なシティズンシップはいかに構想されているのだろうか。例えば上述のヤングによる「社会集団ごとに異なるシティズンシップ」は、「集団代表 (group representation)」制度と「特別な権利 (special rights)」から成っている (Young 1997, 115)。まず、ハーバーマスの「討議的倫理」の概念に影響をうけたという「集団代表」制度は、米国において抑圧や不利益を受けているマイノリティ集団—女性、アフロ・チカノ・アジア系などの少数民族、同性愛者、障害者、高齢者等—が社会政策の決定過程に参加し、彼／彼女らの意見を政治の意思決定に直接反映させることをめざすものである。つまりこの制度の下で政府は、あるマイノリティ集団の利害関係にかかる政策の提案にあたり、そのグループに公共の討論の場に参加して意見を述べ、ときに政府案に対する拒否権行使し、あるいは対案を提示する機会を保障する。ヤングのいう「集団代表」制度は、こうした「参加民主主義」の実践によって、支配集団とは異なるマイノリティ集団の要求や利益を実現しようとするものである (ibid., 121–129)。

一方「特別の権利」は、マイノリティ集団の不利益が生理的ないし種々の社会的な条件に基づく特殊な状況に起因する場合、その特殊な状況の予防や是正を保証するものであり、ヤングは具体例として、妊娠した女性労働者の出産休暇や、高齢者の就労に際した労働条件の緩和（若年者と異なる設定）などをあげている (ibid., 129–135)。なおヤングは、この「特別な権利」を、アファーマティヴ・アクション (AA; 積極的改善措置) とは別種のものと言明する。つまり「特別な権利」は、不利益を受けている集団が支配集団とは異なる文化や生活様式を有していることこそが、その不利益をもたらす要因であるという捉え方を前提としている。それに対して後者 (AA) の根拠は、過去における差別によって現在も不利益を受けている集団に対する償い (compensation) という支配集団側の偏った理解に基づいており、かつその償いの判断基準には支配集団—アングロサクソン系白人男性—の特殊な生活と文化的経験が少なくとも反映されているからである。したがってヤングによれ

ば、アファーマティヴ・アクションによる措置は眞の平等には貢献せず、むしろ差別を固定化する方向に作用するのである (ibid., 133)。

またヤングは、「集団代表」制度が、利益集団多元主義 (interest group pluralism) とは相異なるものであることにも触れている。つまり「集団代表」は、抑圧ないし不利益を受けている社会集団の社会的アイデンティティや生き方を代表するものであって、経済的利益や特定の政治的地位を追い求めるものではない。利益集団は、自らの利益の最大化を図って競合する他集団の利益を排除しようとするため、その討議や意思決定の過程が公共の場にのぼってこない。それに対し、「集団代表」におけるグループの討議や意思決定は「異質な社会集団によって構成される公共の場」において為されるため、公共討論の基盤を提供することができる。また、そこにおいてマイノリティ集団の利益は、「公共の正義」の基準にもとづいて査定される。なおヤングは加えて、「集団代表」の構造が、地域代表や政党代表の構造によって置き換えられてはならないことを強調している (ibid., 125-129)。

このように、間接民主制度を基本としながら、政治的マイノリティの文化的・社会的利益の擁護等にかかわる政策課題などに限って直接参加制度を適用するというヤングの構想は、代表制民主制度を補完し、形骸化しがちな市民の活動を活性化するものとして有益な示唆を含んでいるといえよう。しかしながら、こうした制度は、それが(準)法的な効力をもつシステムとして政治過程に組み込まれた途端にやがて形式化し、利益集団多元主義へと変質する危険性をはらんでいることには注意が必要である。そこでは、マイノリティ集団の自律と、自ら政治影響力を獲得していくためのエンパワーメント¹²⁾が求められよう。ヤング自身も、「集団代表」制度の前提として、マイノリティ集団が集団的エンパワーメントの感性を磨き、その集団的経験と関心とが自らの努力によって社会に理解され、政策に反映されるようにグループの自主組織化 (self-organization of group) を図る必要があることに言及している (ibid., 123)。

さて次に、「折衷的なシティズンシップ論」の立場をとるルース・リスター

によれば (Lister 1997)、ジェンダーに“中立的”なシティズンシップは、ジェンダー・ブラインド化を旨とするのではなく、いったん男女の性を差異化したうえで、ジェンダー・ニュートラルになる方法を探ることによってしか得られない。リスターは、女性の政策決定への参画とともに社会経済的参画をも重視する「女性支援的なシティズンシップ (women friendly citizenship)」をめざし、公私区分の再分節化 (re-articulation) による再編と脱ジェンダー化を説いているが、その見解は、リベラリズムと市民的共和主義との対抗を止揚した批判的シティズンシップ論の構築を通じて「公私の二分論」を克服しようとする点で、有益な示唆を含むものとして注目される。

リスターは、シティズンシップとジェンダーとの結合をめぐって、公的領域における女性排除につながる複数の二分法 (dichotomy) を指摘し、それを克服すべきことを提起する。つまりそうした対抗図式には、「ジェンダーに中立的なシティズンシップ (gender-neutral citizenship)」と「ジェンダーを強調するシティズンシップ (gender-differentiated citizenship)」／「平等」と「差異」／「正義の倫理」と「ケアの倫理」／「自立」と「従属」／「公」と「私」の二分論が含まれるが、リスターは、とりわけ公私の二分論がシティズンシップからの女性排除の根源であり、正義 (=男性の倫理) とケア (=女性の倫理) の対抗的分割の要因でもあったことに鑑みて、その妥当性を疑問視し再編成すべきことを説く (ibid., 91–118)。だがそれは、公私の境界をことごとく否定するものではない。その主眼は、境界線の移動による再分節化によって公私区分を再編すること、および公私境界の本質に関する捉え方を変更することにある。

つまりリスターによれば、公私の境界線とは、時・場所・権力関係などによって“相対的”に定められるものといえる。そのような観点に基づいて彼女は、家事労働分業の責任と時間の変革、女性の私的責務とされてきた家事・育児の公的支援、公的領域とされてきた政治や労働市場などへの女性の積極的参画等によって、公私の区別を脱ジェンダー化することを提言する (ibid., 119–144)。

こうしてリスターによる「女性支援的なシティズンシップ」論は、性別役割分担の変革（社会全体で公私の労働を担うこと）、女性支援的な政策の促進、シティズンシップとヒューマン・ライツの連結、「差異化された普遍主義 (differentiated universalism)」の導入などを通じて構想されている (ibid., 196–204)。その構想は、二元主義ではなく多元主義に基礎をおき、従来的な普遍主義とは異なる「差異」に根ざした普遍主義によって、従来の諸理論の批判的な立場を試みている点で示唆に富むものといえよう。

4. 公私二分論の境界を超えて

ところで、前節に述べた「多様なフェミニズム」論が示したように、女性が「女性である」ことそれ自体によって、同じ善の構想（幸福観や人生設計）をもつということはありえない。そのことを明らかにしたのは、“白人中産階級中心”的いわゆる主流フェミニズムに宿る均質主義的・普遍主義的・白人主義的な前提に対して、黒人をはじめとするマイノリティの人びとが投げかけた諸批判であった（有賀 2000, 147–148）。

こうした反本質主義は、従来の「正常な規範」をずらしていく言説戦略によって、その規範によって負荷される“社会的アイデンティティ”を脱却し、政治の領域における“政治的アイデンティティ”を新たに構成し直すという戦略に結びつく。すなわち、社会的アイデンティティが他から負荷されたものであれ、それに解釈作用を加えることによって政治的アイデンティティとして組み直し、政治の領域における有効な言説的資源に転換することができる。つまりそこでは、アイデンティティを可変のもの、つねに流動的なものと捉えることが肝要であろう。シティズンシップ論において、先のヤングやリスターらのように「差異」を差異として認める手法は、個人が実際には複数の／多様な属性に同時に属していることを承認しつつ平等と自由を求める新たなフェミニスト・シティズンシップ論を構築するためにも、有効な示唆を含むものと思われる。

いわゆる本質主義の問題点は、ある社会的アイデンティティからは、ある

政治的アイデンティティが一義的に導出されると見なすところにある。これに対して、社会的アイデンティティと政治的アイデンティティとのつながりが、諸個人自らによる解釈と再定義の「多義性」に開かれていることが重要なのだといえよう。そして、社会的アイデンティティが、解釈と再定義の多義性に開かれているという意味において、〈女性〉(ないしは〈男性〉)に“本質的”なアイデンティティは存在しないと考えられる。つまり、同じ女性でも人種・エスニシティや社会階層などの異なるアイデンティティや、フルタイムの有職女性と専業主婦といった異なる立場で善の構想は多様なものとなり、さらには善の構想が対立することもありうる。フェミニズムにおける女性の「内なる差異」の重視は、「女性であること」から導かれる共通善のようなものは存在しないことを示唆するものであった。

したがって、シティズンシップ論においても、女性に本質的なアイデンティティは存在しないが、従来的に負荷された「女というカテゴリー」に諸個人が自ら解釈をほどこし再定義することによって、それを新たなアイデンティティとして組み直し、自らの「善の構想」を形成するという多義性に開かれた方向性が求められよう。またここにおいて、解釈し直された社会的アイデンティティに基づいて自らの生を構築していくことを、個人の「自立／自律」と捉えうるのではないだろうか。

リベラリズムの主要なテーゼの一つは、ロナルド・ドゥオーキンにしたがえば「異なる善の構想に対する中立性」である (Dworkin 1985)。だが実のところ、リベラリズムそれ自体のなかには、「人びとにとって何が善であるか」について、積極的な主張が織り込まれていることが少なくない。

例えばマイケル・ウォルツァーは、「複合的平等」という概念と「共同の成員に対する平等な配慮」という理念を提示している (Walzer 1993=1999)。つまり平等主義はしばしば、人びとの社会生活の多様な局面のうちある一つの次元に即して唱えられる。例えば所得の平等化が唱えられるときには、所得こそが社会生活において最も重要なものであることが暗黙の前提となっている。だが、人びとにとって重要なのは所得だけではない。ここでウォル

ツァーは、社会には多様な価値があるため、そのうち一つだけの平等化を唱えることは他の諸価値を無視することに繋がり、また異なる価値における人びとの序列づけ（勉強ができる、運動ができる、指導力がある、等々）が一体化してしまうことは、価値を一元化することに繋がってしまうと考えるのである（盛山 2006, 15）。

ウォルツァーが重視するのは、同じ社会の成員に対する「平等の配慮」であり、彼は「貧窮している成員に財が提供されるべきことはもちろんあるが、それはメンバーシップを維持するような仕方で提供されなければならぬ」（Walzer 1993=1999, 129）と述べている。盛山和夫によれば、その平等主義は、スティグマを貼ったり差別感を植えつけたりするような平等化であってはならないということを意味しているのであり、ロールズやドゥオーキンの平等主義の根底にあるのも、これとほとんど同じである（盛山 2006, 15）。すなわち、ドゥオーキンは『権利論』のなかで、「平等な配慮と尊重を受ける市民の基本的権利を保護する」ことが、社会の政治的制度の規範的原理であると述べ（Dworkin 1977=2001, 73）、またロールズは『公正としての正義』のなかで、「人びとの間での持続的で互恵的な配慮としての相互性」こそが、平等主義の根底にあると強調している（Rawls 2001=2004）。

さらにハンナ・アレントは、政治的・社会的・私的という三領域の区分を前提として、政治の領域につきものの平等とは必ず「等しくない者の平等」のことであり、等しくないからこそ、これらの人びとは「平等化される」必要があると説く（Arendt 1958）。この「異なる者の平等」の理念は、異なる人びとの差異を縮減ないし均一化するのではなく、その差異を残しながら人びとを公共の領域に包含し、平等を達成しようとするところに特徴があるといえる（野崎 2003, 98）。

盛山も指摘するように、ここにおいて、平等の理念の二つのレベルを区別した方がよいことがわかる。つまり一つは、人びとが享受する厚生、財、資源、機会などにおける「指標的平等」であり、もう一つは「人格的平等」の理念である。これは、個々人がともに生きる共同の社会の成員として同格の

ものとみなされて同等に扱われるべきことを主張するものといえる。ここで平等主義的主張の多くは、「人格的平等にとってあるタイプの指標的平等が必要不可欠である」ことを説いていると解することができよう。つまり、さまざまな指標的平等は、それ自体として価値があるのではなく、人格的平等にとってどのような指標的平等が重要か、という問い合わせへの答えとして価値づけられるのでなければならない（盛山 2006, 15-16）。

フェミニストたちが指摘したように、リベラリズムはこれまで、世界を公的領域と私的領域とに二分し、私的領域を政治から分断してきた。このことは、単に出産・育児・介護といった女性にまつわる問題を脱政治化しただけではない。いわゆる男性原理が支配する経済領域における既存の論理—利益至上主義、効率性の重視、生産性の向上など一の対局としての環境破壊、障碍者や高齢者、あるいは少数民族の福祉や人権の問題といった重要な政治課題を看過し、長いあいだ置き去りにするという結果をもたらしたのである。ここにおいて、公的領域と私的領域とを連続的に捉え、私的領域に差し置かれた問題のなかに政治社会のあらゆる市民に共通の政治課題がある点に気づくことは、フェミニズムを超えてきわめて重要な洞見であろう。

これまで述べてきたように、フェミニスト・シティズンシップ論が明るみにするのは、社会において等しく尊重されるべき人格は、人びとが取り結ぶ社会的関係の複雑な網の目によって作られている流動的な境界線の間に、また他者との多様な関係性のなかに存するゆえに、シティズンシップ論があらかじめ議論の対象としない人間関係は存在しない、ということである。新しいフェミニスト・シティズンシップ論は、これまでの普遍主義的な規範理論が取り上げそこねてきたもの、あるいは気づかなかったものを絶えず再検討しながら、そこに記されていないものの意味を読みとることから立ち現れてくるものといえるのではないだろうか。

フェミニズムの重要な貢献の一つは、その視点が単に女性の解放にとどまらず、他の様々なマイノリティ集団の解放をも包み含んでいることといえよう。ここにおいて、公的領域のみならず、私的領域における構造的な権力関

係を明らかにする「ジェンダー」の視点は、日常生活に潜む見えなかった差別や抑圧の問題を鮮明に描き出すことができる。そして、シティズン一人ひとりの自己実現を導くうえで、新しいフェミニスト・シティズンシップ論の考え方方が有効であるにちがいない。

註

- 1) 辻村(2002)189頁、および衛藤(2003)10-11頁参照。なお辻村によれば、フェミニストによるジェンダーとシティズンシップ分析の局面は、①女性と国家、および移民における女性の地位、②福祉国家と女性（保護）政策、③政治参加、④政治思想史におけるジェンダー分析、⑤現代のシティズンシップ論議、⑥シティズンシップのサブテーマとしての自由・権利・平等・代表観念など、多岐にわたる。従来はこのうち④が主流であったが、最近では、全領域にわたって自覚的にジェンダーとシティズンシップ論を結合して議論がなされるようになった（辻村2002, 191）。また、「ジェンダー」視点による既成の理論や思想の見直しは、現代の規範政治理論に再び活気を与えることとなった。これまで主に英語圏のフェミニストたちが取り上げてきたテーマには、民主主義の理論とその実現の検討、プラトン、アリストテレス、ホップズ、ロック、ルソーといった中心的な西洋政治思想を批判的に読み直す試み、国民国家や領土に関する研究、そしてシティズンシップ研究などがある（衛藤2003, 10）。
- 2) 例えば、Clarke(1994) 第1章を参照。
- 3) この社会的平等を補強する「福祉国家」の導入は、共産主義陣営に対する自由主義陣営の防波堤でもあったといえる。近代的シティズンシップの考え方を打ち立てたマーシャルによる「社会権」の創出は、労働者階級を国家に包摂し、かれらのアイデンティティを国家に一体化することによって、階級間の対立の緩和を図ろうとするものであった（衛藤2003, 12/16）。
- 4) 川崎によれば、「参加民主主義」は三つに分類されるラディカル・デモクラシー（広義）のうちの一つのタイプで、「政治参加そのものの価値を重視し民主的参加の実質化を求める」考え方である。他の二つのタイプは、「議論の空間としての公共性とそこにおける合意形成の合理性の意義を重視する審議的民主主義」および「差異の事実と多様性の存在を積極的に意味づけることによる中心的関心をよせる『狭い意味でのラディカル・デモクラシー』」であるという（川崎2002, 7-8）。衛藤によると、スクワイアズのいうフェミニストによって合意された「参加民主主義」は、上記第一のタイプというよりもむしろ広義のラディカル・デモクラシーという意味で用いられている。また、自らの立場を狭義のラディカル・デモクラシーと位置づけるシャンタル・ムフ（Mouffe 1992）を除いて、フェミニストたちは一般にこうした政治への直接的な関与行為を「ラディカル・デモクラシー」ではなく「参加民主主義」と称し、さほど厳密な定義づけをおこなっていない。なお、このフェミニストによる参加民主主義の考え方には、「利益民主主義としての多元主義への批判」が埋め込まれている点が重要である（衛藤2004, 8-9）。
- 5) リベラルなシティズンシップが国家における普遍的なシティズンシップとして

成立したのは、厳格にシティズンシップを法的権利として形式的に設定し、等しく均一な法的権利を認められたシティズン間において何が公的な議論に適っているか—例えばロールズによる「社会的基本財」の配分—を、そのシティズンシップ論の前提として想定していたからであったといえる。つまりここでリベラリズムは、人間の生に見出される価値の多様性から生ずるような軋轢は、政治的議論としてではなく、“私事”として取り扱うという方法で、シティズンシップの普遍性を担保しようとした。そこで法的権利は「個人」を単位に完結し、性、年齢、社会階層、民族といったグループごとに異なった権利は一切認められない（岡野 2003, 154–155; 衛藤 2003, 17–18）。

- 6) 岡野 (2003) 206–207 頁。例えば、Fraser (1989), Tronto (1993), Young (1990, 1997) などに、その特徴が顕著にみられる。
- 7) 「親密圏 (intimate sphere)」について、詳しくは齋藤 (2003) 191 頁を参照されたい。
- 8) 有賀 (2007) 166 頁。なお「ケアの私事化」について、より詳しくは、同論文第 4 節を参照されたい。
- 9) Tronto (1993) 第 5 章を参照。
- 10) この議論は、1970 年代以来フェミニストを二分してきた、「男女は本質的に同じであり、この同質性にもとづいて同質の権利を主張すべき」か、それとも「女性は男性と本質的に異なるので、その違い（ないし女性の属性）を価値づけるべき」か、という平等と差異をめぐる問題と重なっている。そして、平等派と差異派のいずれの立場に与するのかを見る場合、例えばリベラル・フェミニストは平等派で、ラディカル（ないしコミュニタリアン）・フェミニストは差異派というように、しばしば思想的流派によって分類されてきた。だが、共和主義的フェミニストの間の意見は分かれしており、いずれか一つの見解に統一されているわけではない。ちなみに、ムフ、ディーツ、ペイトマンはいずれも共和主義派フェミニストと目されているが、彼女たちの見解は分かれている。
- 11) 詳しくは、有賀 (2000) 第 6 章を参照されたい。
- 12) 衛藤によれば、フェミニストたちは「エンパワーメント」を個人と集団との二つの次元で捉えている。つまり、1) 女性が自律によってその生を自ら決定し、誇りをもって生きることを可能にする個人の成長を意味するエンパワーメントと、2) 女性たちの集団が政治過程に能動的なプレイヤーとして登場し、政治制度に影響力を行使する集団的政治行動の原動力となるためのエンパワーメントとである。参加民主主義は、直接的には後者のエンパワーメントと結びついているが、組織の自律は自立した個人間の連帯と協力とによって可能となり、また個人の成長は集団的活動によって促されるため、二つの次元を切り離すことはできない。すなわち、エンパワーメントとは政治社会において抑圧され差別的な取り扱いを受けている人びとが個人として、また集団として自律性を回復し、政治的影響力を獲得する成長のプロセスなのだといえる（衛藤 2004, 11–12）。

参考文献

Arendt, H. (1958), *The Human Condition*, Chicago: The University of Chicago Press (=1994, 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房).

- 有賀美和子(2000),『現代フェミニズム理論の地平—ジェンダー関係・公正・差異』新曜社。
- 有賀美和子(2004),「家族の多元化と親子関係—契約概念導入の可能性」, 有賀美和子・篠目清美ほか編『親子関係のゆくえ』勁草書房。
- 有賀美和子(2007),「フェミニズム正義論の新展開—ケアワークの再分配を軸として」, 東京女子大学紀要『論集』第57巻(2号)。
- Clarke, P. B. (1994), *Citizenship*, Boulder, CO: Pluto Press.
- 土場 学(2006),「〈自由〉の論理—自由の社会学的理論の構築へ向けて」, 土場 学・盛山和夫編『正義の論理—公共的価値の規範的社会理論』勁草書房。
- Dworkin, R. (1977), *Taking Rights Seriously*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=2003, 木下 賀毅ほか訳『権利論 [増補版]』木鐸社。)
- Dworkin, R. (1985), *A Matter of Principle*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 江原由美子(2004),「リベラリズムとジェンダーのありか」, 日本法哲学会編『ジェンダー, セクシュアリティと法』有斐閣。
- 衛藤幹子(2003),「ジェンダーの政治学(上)—シティズンシップの構想とエージェンシー」, 『法学志林』第100巻第3号。
- 衛藤幹子(2004),「ジェンダーの政治学(下)—シティズンシップの構想とエージェンシー」, 『法学志林』第101巻第3号。
- Fineman, M. A. (1995), *The Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth-Century Tragedies*, London: Routledge & Kegan Paul. (=2003, 上野千鶴子監訳『家族, 積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房。)
- Fraser, N. (1989), *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Fraser, N. (1997), *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, London: Routledge & Kegan Paul. (=2003, 仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房。)
- Gilligan, C. (1982), *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=1986, 岩男寿美子監訳『もうひとつの声—男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店。)
- 井上達夫(1999),『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社。
- 井上達夫(2004),「リベラル・フェミニズムの二つの視点」, 日本法哲学会編『ジェンダー, セクシュアリティと法』有斐閣。
- 川本隆史(2004),「ケアの倫理と制度」, 日本法哲学会編『ジェンダー, セクシュアリティと法』有斐閣。
- 川崎 修(2002),「自由民主主義—理念と体制の間」, 日本政治学会編『三つのデモクラシー—自由民主主義・社会民主主義・キリスト教民主主義』岩波書店。
- Kittay, E. F. (1999), *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York: Routledge & Kegan Paul.
- Kymlicka, W. (1995), *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Clarendon Press. (=1998, 角田猛ほか訳『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房。)
- Lister, L. (1997), *Citizenship: Feminist Perspectives*, London: Macmillan.
- Marshall, T. H. (1950), *Citizenship and Social Class and Other Essays*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Maynard, M. (1994), "‘Race’, Gender and the Concept of ‘Difference’ in Feminist Thought," in Afshar, H. and M. Maynard (eds.), *The Dynamics of ‘Race’ and Gender*, London: Taylor & Francis.
- Minow, M. and M. L. Shanley (1997), "Revisioning the Family: Relational Rights and Responsibilities," in Shanley, M. L. and U. Narayan (eds.), *Reconstructing Political Theory: Feminist Perspectives*, Cambridge: Polity Press.
- Mouffe, Ch. (1992), "Feminism, Citizenship and Radical Democratic Politics," in Butler, J. and J. W. Scott (eds.), *Feminists Theorize the Political*, London and New York: Routledge & Kegan Paul.
- Mouffe, Ch. (1993), *The Return of the Political*, New York: Verso. (=1998, 千葉 真ほか訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社.)
- Noddings, N. (1984), *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, Berkeley, CA: University of California Press. (=1997, 立山善康ほか訳『ケアリング—倫理と道徳の教育』晃洋書房.)
- Noddings, N. (2002), *Starting at Home*, Berkeley, CA: University of California Press.
- 野崎綾子 (2003),『正義・家族・法の構造変換—リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房.
- 岡野八代 (2001),「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」, 江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』勁草書房.
- 岡野八代 (2003),『シティズンシップの政治学—国民・国家主義批判』現代書館.
- Okin, S. M. (1991), "Gender, the Public and the Private," in Held, D. (ed.), *Political Theory Today*, Cambridge: Polity Press.
- Pateman, C. (1989), *The Disorder of Women*, Cambridge: Polity Press.
- Pateman, C. (1992), "Equality, Difference, Subordination: The Politics of Motherhood and Women’s Citizenship," in Bock, G. and S. James (eds.), *Beyond Equality and Difference*, London and New York: Routledge & Kegan Paul.
- Phillips, A. (1991), *Engendering Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (=1986, 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店.)
- Rawls, J. (2001), *Justice as Fairness: A Restatement*, ed. by Erin Kelly, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=2004, 田中成明ほか訳『公正としての正義—再説』岩波書店.)
- 齋藤純一 (2003),「依存する他者へのケアをめぐって—非対称性における自由と責任」, 日本政治学会編『「性」と政治』岩波書店.
- Sandel, M. J. (1982), *Liberalism and the Limits of Justice*, Cambridge: Cambridge University Press. (=1992, 菊池理夫訳『自由主義と正義の限界』三嶺書房.)
- 盛山和夫 (2006),「現代正義論の構図」, 土場学・盛山和夫編『正義の論理—公共的価値の規範的社会理論』勁草書房.
- Sen, A. K. (1992), *Inequality Reexamined*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=1999, 池本幸生ほか訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波書店.)
- Squires, J. (1999), *Gender in Political Theory*, Cambridge: Polity Press.
- Tronto, J. C. (1993), *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*,

- London: Routledge & Kegan Paul.
- 辻村みよ子 (2002), 『市民主権の可能性—21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』有信堂。
- 辻村みよ子 (2004), 「ジェンダーと国家権力一人権論・シティズンシップ論の再編とジェンダー」, 日本法哲学会編『ジェンダー, セクシュアリティと法』有斐閣。
- Voet, R. (1998), *Feminism and Citizenship*, London: Sage.
- Walzer, M. L. (1983), *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and the Equality*, New York: Basic Books. (=1999, 山口晃訳『正義の領分—多元性と平等の擁護』而立書房。)
- West, R. (2002), "The Right to Care," in Kittay, E. F. and E. Feder (eds.), *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependency*, New York and Oxford: Rowman & Littlefield.
- 山根純佳 (2006), 「〈自己決定／ケア〉の論理—中絶の自由と公私の区分」, 土場学・盛山和夫編『正義の論理—公共的価値の規範的社会理論』勁草書房。
- 矢澤澄子・国広陽子・天童陸子 (2003), 『都市環境と子育て—少子化・ジェンダー・シティズンシップ』勁草書房。
- Young, I. M. (1990), *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Young, I. M. (1997), *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton, NJ: Princeton University Press.